

斜里町請負工事検査方法書（営繕）

（趣旨）

第1条 斜里町産業部が所掌する営繕関係請負工事の検査方法は、斜里町請負工事検査要領（平成27年3月31日付決定。以下「要領」という。）第6条の規定により、この方法書の定めるところによるものとする。

（適用範囲）

第2条 この方法書は、要領第2条の各号に定める検査の他、部分使用検査、出来形確認検査並びに修補工事検査、他部局からの依頼による検査に適用する。

（検査の種類及び目的）

第3条 検査の種類は、要領で定められているもののほか、部分使用出来形確認検査、修補工事完了検査、瑕疵修補工事完了検査を加え、その目的については次の各号によるものとする。

(1) 工事完成検査及び指定部分検査（以下「完成検査」という。）

工事目的物が、契約図書に定められた品質等が確保されていることを確認するために行う検査で、原則として、請負人から工事目的物の引き渡しを受け、請負代金または指定部分に係る工事代金を支払う。

(2) 出来形部分等検査

請負人の出来形部分等確認請求に基づき、工事の当該出来形部分等について、契約図書に定められた品質等が確保されていることを確認し、検査に合格した部分に相当する範囲内において代金を支払う。

(3) 跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査

跡請保証部分が契約図書に定められた出来形や品質が確保されていることを確認するために行う検査で、跡請保証代金を返還する。

(4) 中間検査

工事実施状況、出来形及び品質等について、契約が適正に履行されていることを確認し、工事の手戻りを防ぎ、検査の効率化を図るために行う検査で、工事代金の支払を行わない。

検査対象工事、実施方法等については、営繕工事中間検査実施基準による。

なお、中間検査で確認した出来形部分については、施工状況から再度の確認が必要な場合を除き、完成検査時の確認を省略することができる。

(5) 部分使用出来形確認検査

工事途中において、町長が工事目的物の全部または一部を使用する必要が生じた場合に、使用目的に適合する品質、出来形を確認するために行う検査で、工事代金の支払は行わない。

(6) 修補工事完了検査

工事目的物が工事完成検査に合格しない場合の修補または改造の完了を確認するために行う検査

(7) 瑕疵修補工事完了検査

工事完成後に瑕疵が発見され、その修補工事の完了を確認するために行う検査で、検査に合格した場合、被修補請求者と修補工事受渡書の取り交わしを行う。

（検査員の指定）

第4条 検査員の指定は、「斜里町請負工事検査要領」を準用するものとする。

(検査の立会)

第5条 検査員は、斜里町財務規則132条第1項及び斜里町建設工事執行規則第13条第3項の規定に基づき、必要に応じ監督員の立会を求め検査を行うものとする。

2 検査員は、斜里町建設工事執行規則第14条第1項の規定に基づき、請負人に立会を求め検査を行うものとする。

(検査員の心得)

第6条 検査員は、営繕工事の検査を遂行するに当たっては、要領第4条によるほか、次の各号に心がけるものとする。

- (1) 検査員は、工事関係者のそれぞれの立場を尊重し、検査執行中の言動には十分配慮するものとする。
- (2) 検査員は、事前に対象工事の調査及び把握に努め、検査の迅速かつ効率的な執行を図るものとする。
- (3) 検査は、原則として職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年斜里町規則第1号）第2条に定める勤務時間内に行うものとする。

(検査の中止)

第7条 検査員は、検査を実施するに当たり、次の各号の事実があると認められるときは検査を中止し、ただちに検査を所掌する直属の上司（以下「部長等」という。）に報告し、その指示を受けるものとする。

- (1) 完成検査に際し、工事が完成に至っていないとき。
- (2) 既成部分検査に際し、工事が所定の出来形に達していないとき。
- (3) 請負人またはその代理人のいずれも、正当な理由がなくして検査に立ち会わないとき。
- (4) 請負人が故意に検査の執行を妨害したとき。
- (5) 工事に重大な欠陥がある場合で、検査の執行の続行が不相当と認められるとき。
- (6) 建設工事請負契約書約款第5条（一括委任または一括下請けの禁止）の違反に事実が認められるとき。

(検査の方法)

第8条 検査員は、別表に基づき、検査記録、試験記録等、各種品質管理記録及び工事写真と設計図書を対比し、工事の出来形及び品質の検査を行い、可否を判定する。

2 検査員は、別表の定めのない事項については、適宜な判断により必要な事項について検査を行うものとする。

3 検査員は、次の各号の事実が認められる客観的かつ相当な事由がある場合で、検査の執行に不可欠と判断されるときは、工事目的物の全部または一部を破壊して検査をすることができる。

- (1) 当該工事の見隠れ部分において、工事請負契約書、設計図書及びその他関係書類（以下「設計図書等」という。）の指示する形状と異なり、かつ、設計図書等に明らかに適合しないと認められるとき。
- (2) 当該工事において、設計図書等に指示する材料以外の材料を使用し、かつ、設計図書等に明らかに適合しないと認められるとき。
- (3) 当該工事において、設計図書等に指示する施工管理または材料の品質管理が正しく行われてなく、かつ、設計図書等に明らかに適合しないと認められるとき。
- (4) 当該工事において、設計図書等に指示する工法以外で施工し、かつ、設計図書等に明らかに

適合しないと認められるとき。

- (5) 当該工事において、設計図書等に指示する工事記録、若しくはその他工事関係書類または資料が不備で、検査の重要事項が確認できないとき。
- (6) 当該工事において、前5号以外の事由で設計図書等に明らかに適合しないと認められるとき。

(検査結果の処理)

第9条 検査員は、検査の結果、当該工事が検査に合格したと認められるときは、当該目的物の引き渡しを受けるための事務処理上必要な措置を行うものとする。

- 2 検査員は、検査の結果、当該工事が検査に合格しないときは、部長等に報告し、必要な指示を受けるものとする。
- 3 検査員は、検査の結果、総合的には合格と認められるものの、なお、部分的に極く軽微な手入を必要とする場合は、手直し指示書を作成し、これを指示するものとする。
- 4 前項の指示は、検査員の一方的な指示を避け、請負人の意見も十分に聴取し、手直しの効果及び工事目的物の用途などを総合的に検討して指示するものとする。

(検査方法の準用)

第10条 この検査方法書は、産業部が検査依頼を受理した工事の検査に準用する。

(工事成績の評定)

第11条 検査員は、工事完成検査に合格した場合及び中間検査が終了した後、斜里町請負工事成績評定要領（平成27年3月31日付決定）に基づき評定を行い、工事成績評定表を町長に提出をしなければならない。

附 則

この要領は、平成27年4月1日より施行する。

営繕工事中間検査実施基準

(目的)

第1条 この実施基準は、重要構造物工事等で、完成検査時に不可視となる部分や施工中の各段階における施工状況、出来形及び品質等について、契約が適正に履行されていることを確認することにより、工事の手戻りを防ぎ、技術的指導による技術水準の向上及び工事完成検査の効率化を図ることを目的とし、斜里町請負工事検査要領（平成27年3月31日付決定）及び斜里町営繕工事検査方法書に基づき、中間検査の実施に必要な事項を定める。

(対象工事及び実施時期の指定)

第2条 中間検査の対象工事及び実施時期は、原則として、特記仕様書で指定するものとする。

2 前項以外で、中間検査が必要と認められる場合は、監督員は町長に検査の実施について要請できるものとする。

(対象工事)

第3条 中間検査の対象工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 構造物に欠陥があることで重大な管理上の瑕疵が予想される、又は手戻りが発生すると事業目的に大きな影響を与える重要構造物で、施工部分が水中又は地中に没する等により、完成検査時に出来形、品質の確認が著しく困難と予想される工事

(2) 町長が必要と認めた工事

(検査実施日)

第4条 請負人は、中間検査実施可能日について、その14日前までに工事監督員に報告するものとする。

2 工事監督員は、請負人からの報告後、速やかに町長に中間検査上申書を提出するものとする。

3 町長は、工事監督員からの上申に基づき、検査員を指定し、中間検査実施可能日以降速やかに検査を実施するものとする。

(関係資料の準備)

第5条 工事監督員及び請負人は、検査に際して次に掲げる関係資料を準備するものとする。

(1) 契約図書（契約書、設計図書）

(2) 施工計画書

(3) 施工図等（原寸図（縮小CAD図）、工作図、製作図、その他これらに類するものを含む。）

(4) 工事打ち合わせ記録簿及び週報

(5) 品質管理資料（規格・品質証明書、試験成績書・報告書、搬入材料検査簿、社内検査実施報告書）

(6) 工事写真（イメージアップ状況も含む）

(7) 中間検査出来形数量調書

(8) その他資料（安全訓練等実施状況報告書、建設副産物、現場発生品、支給材料等）

2 前項の関係資料の内、中間検査出来形数量調書を検査員に提出するものとする。

(出来型部分等検査との関係)

第6条 中間検査の内容が出来形部分等検査に含まれる場合には、中間検査を省略することができるものとする。